

『古文書紹介』

― 御請証文之事 ―

紹介者 林 寅 喜

【解説】

江戸時代における大名の領国支配は、田畑にあつては厳しい検地によつてその面積から生産高を掌握し、売買を禁じて農民を土地にしばり付けて耕作に専念させ、出来高を強要して税（物納）を徴収するといった政策が取られていた。

一方、海辺の漁場も公（藩）のものとして、持ち網に對し運上銀や扶役の負担を条件に、漁民は特定の海域のみについで漁獲することが免許されていた。

この古文書は有明四ヶ浦（鮪浦・帆船浦・日野浦・桑野浦）が延享四年（一七四七）藩に對し、網代の使用を願ひ出て許されたという記録であるが、内容から見ると使用していた網は小引倒網（舟の両端に二本の長い棒を取り付け網を張つて海中に入れ、魚の入るのを待つて網を上げ、または掬い上げるといふ網漁法としては初歩的

なもの）だけで、外に違つた網も合わせ持つていたものか、その辺のことには触れていない。

ただ、持ち網が数帖あつたとは書いてあるが、漁獲も少なかつたということから考え合わせると、生業は農業（かりわい）に頼つていたのであるうか。

もつとも、漁業に専念出来たとしても現代と違つて冬期以外、長く鮮度を保つことは不可能であつた。したがつて、長期保存のためには塩干しか、煮干しにする以外方（かりわい）法はなかつた。

話は飛ぶが、藩祖高政が佐伯入りして鶴谷城の築城をした慶長の初め、蒲江浦の御手洗源太夫が鰯（干物）を多量に献上して褒められたと言ひ、当時既に地引き網もあつたということから、有明四ヶ浦でもこの種の網は持つていたに相違なからう。

高政はこのあと漁業振興にも力を入れ、海草類を初め魚類について次のような文書を發給している。それは「その浦組中山焼き候こと当年より固く無用に候、その子細は山繁らず候へば鯛寄りつき申さず」云々

といった内容である。これは現代の魚つき保安林の原形ともいえよう。

御請証文之事

右四ヶ浦

連名

右帆波浦の義 先年有網等数帖
御座候而 渡世仕候處 近年者別而
右浦の儀裏候二付 網等茂得仕出し
不申候 然處尔去丑年者漁事
御座候二付 何卒百姓共打寄
小引倒網帖 仕出申度奉存候
得共 網代無御座候間 近浦網代
二而 網仕候様被仰付被下候ハバ
網仕出申度段 去丑年五月奉

御請証文之事

右四ヶ浦

連名

右帆波浦の義 先年者網等数帖
御座候而 渡世仕候處 近年者別而
右浦の儀裏候二付 網等茂得仕出し
不申候 然處尔去丑年者漁事
御座候二付 何卒百姓共打寄
小引倒網帖 仕出申度奉存候
得共 網代無御座候間 近浦網代
二而 網仕候様被仰付被下候ハバ
網仕出申度段 去丑年五月奉

(1)裏 裏漁(不漁)
(2)丑年 延享二年(一七四五)
(3)小引倒網 解説参照

願候處 御吟味の上日野浦
 縮浦兩浦の網代二而 網壹帖切
 以来押合漁事仕候様 被仰付
 重々難有仕合ニ奉存候 右桑野浦
 の儀は 地網代壹ヶ所御座候得共
 鰯掛不申候 最白崎流はへ請網代
 被仰付置候得共 全体網代
 少斗二而 存分の漁事も得不仕
 候二付 近浦二而地網代同前ル
 押合網代被仰付被下候様
 去丑年七月奉願候處 御吟味
 の上 日野浦網代八ヶ所の内

(1) 押合ニ互に意見を述べあう・一緒に漁事をする
 (2) 地網代ニ集落前面の網代(海域)で前網代ともいう
 (3) 諸網代ニ年いくらと決められた上納銀によつて免許さ
 れた海域

二子網代壺ヶ所御指除 相残
 七ヶ所右丑年より 来ル巳年迄 五ヶ
 年の間押合漁事仕候様
 被_レ仰付 重々難有仕合奉存候
 然者日野浦の内 二子網代壺ヶ所
 鮪浦の内 戸切網代壺ヶ所 帆場
 浦の内 中鼻網代壺ヶ所 右三ヶ所
 網代の儀者_は 其浦々切_き二而漁事仕
 相残四ヶ浦の網代 相互_{もた}二_{もた}以来
 押合二漁事仕度奉存候 最_も網持
 惣百姓共 打寄相談仕候上 奉
 願候 双方勝手ニ罷成候間

二子網代壺ヶ所御指除 相残
 七ヶ所右丑年より 来ル巳年迄 五ヶ
 年の間押合漁事仕候様
 被_レ仰付 重々難有仕合奉存候
 然者日野浦の内 二子網代壺ヶ所
 鮪浦の内 戸切網代壺ヶ所 帆場
 浦の内 中鼻網代壺ヶ所 右三ヶ所
 網代の儀者_は 其浦々切_き二而漁事仕
 相残四ヶ浦の網代 相互_{もた}二_{もた}以来
 押合二漁事仕度奉存候 最_も網持
 惣百姓共 打寄相談仕候上 奉
 願候 双方勝手ニ罷成候間

御慈悲の上右願の通被為仰
 付被下候ハバ重々難有仕合可
 奉存候 押合漁事仕度奉願候
 尤網持惣百姓共 打寄相談
 仕候うへ 双方勝手ニ罷成申候ニ付
 奉願候処 御慈悲右願の通 被
 為仰付 重々難有仕合奉存候
 然上四ヶ浦申合 以来出入無
 御座候様 押合漁事可仕候
 若不埒の義御座候ハバ 如何様共
 可被仰付候 依而為後日連判
 証文指上申候處如件

御慈悲の上 右願の通被為仰
 付被下候ハバ 重々難有仕合可
 奉存候 押合漁事仕度奉願候
 尤網持惣百姓共 打寄相談
 仕候うへ 双方勝手ニ罷成申候ニ付
 奉願候処 御慈悲右願の通 被
 為仰付 重々難有仕合奉存候
 然上四ヶ浦申合 以来出入無
 御座候様 押合漁事可仕候
 若不埒の義御座候ハバ 如何様共
 可被仰付候 依而為後日連判
 証文指上申候處如件

延享四卯年
十一月廿一日

右四ヶ浦

庄屋
御座
御座
御座
御座

延享四卯年

十一月廿一日

地目付

網持

惣百姓中

右網代御願申上 則願の通

被_レ仰付 難有仕合奉存候

然者 網代右浦押合ニ可仕義ニ付

御浦奉行所よりの御廻状 順来仕

難去御廻文ニ而御座候ニ付写之

右網代御願申上 則願の通
被_レ仰付 難有仕合奉存候
然者 網代右浦押合ニ可仕義ニ付
御浦奉行所よりの御廻状 順来仕
難去御廻文ニ而御座候ニ付写之

覚

日野浦の内 二子網代ヶヶ所
帆場浦の内 中鼻網代ヶヶ所
鮪浦の内 戸切網代ヶヶ所
右三網代の義ハ 右浦切二而致漁事
相残網代の義ハ 桑野浦・日野浦
帆場浦・鮪浦此四ヶ浦二而相互以來
押合漁事致度段 願書差出し
願の通被仰付候間 右の趣網持共
申聞 間違無之様可致候 此廻状
披見の上令請印 早々順達留より
可相返候 以上

右同歳十一月廿三日

覚

日野浦の内 二子網代ヶヶ所
帆場浦の内 中鼻網代ヶヶ所
鮪浦の内 戸切網代ヶヶ所
右三網代の義ハ 右浦切二而致漁事
相残網代の義ハ 桑野浦・日野浦
帆場浦・鮪浦此四ヶ浦二而相互以來
押合漁事致度段 願書差出し
願の通被仰付候間 右の趣網持共
申聞 間違無之様可致候 此廻状
披見の上令請印 早々順達留より
可相返候 以上

右同歳十一月廿三日

(1)願達留→回覽されて来た文書を最後に受け取った村又

は浦

一、四ヶ浦押合網代委細左二記

日野浦内

平名 壺ヶ所

水野浦鼻 壺ヶ所

宇野 壺ヶ所

外ノ長砦 壺ヶ所

甚三ヶ嶽 壺ヶ所

野々浦 壺ヶ所

青浦 壺ヶ所

中ノ網代 壺ヶ所

一、四ヶ浦押合網代委細左二記

日野浦ノ内

平間 壺ヶ所

水野浦鼻 壺ヶ所

外ノ長砦 壺ヶ所

甚三ヶ嶽 壺ヶ所

野々浦 壺ヶ所

青浦 壺ヶ所

中ノ網代 壺ヶ所

野崎 壺ヶ所

箱浦内

久保浦鼻

壺ヶ所

宇ノ口

壺ヶ所

大松

壺ヶ所

落水

壺ヶ所

小網代

壺ヶ所

右之通押合網代永々

網仕候様 被仰付候處 右

書面の通相違無御座候

箱浦ノ内

久保浦鼻 壺ヶ所

宇ノ口 壺ヶ所

大松 壺ヶ所

落水 壺ヶ所

小網代 壺ヶ所

右之通押合網代永々

網仕候様 被仰付候處 右

書面の通相違無御座候

この古文書は鶴見町地松浦の渡辺実千代さんから頂きました。